

どの子も地域の学校へ！公立高校へ！東部地区懇談会

連絡先・春日部市大場690-3

Te l 048(737)1489

Fax 048(736)7192

e-mail:waraji@muf.biglobe.ne.jp

<http://members.at.infoseek.co.jp/TOKOnews/>

わいわい盛況 野外おしゃべり会 60人が食べて 遊んで 語って



夏休みがスタートして間もない7月25日(日)、春日部市内牧のアスレチック公園で、初めての「野外おしゃべり会」を開きました。

TOKOとCILわらじ総合協議会の共催で開いたこの集まりには、地域で共に学んでいる子ども達と親・兄弟姉妹、教員などのほか、養護学校等で分け隔てられて育てて大人になり、孤立の中から街の人々と手を組みながらアパートでの

生活や一般職場への参加を切りひらこうとしている障害者や介助にかかわっている人々が集まりました。

バーベキューを作って食べたり、水遊びをしたりしながらの、楽しいひとときでした。そんな中でも、近所の友達と一緒にの学校で学んでいる子どもの親達からは、教委の「本来は別の学校に行くことが望ましい子」という判定を背景として、介助は親がするのが当然といった雰囲気強いことがこもごも語られました。大人になってから急に「共に生きよう」と言われても、本人も地域の人々もどう一緒にやれるのか不安になるのは当然。共に学ぶことをあたりまえにしてゆくために、大人の障害者や関係者が主催する8月30～31日の「総合県交渉」にも参加して訴えてゆきませんかという話しも交わされていました。

夏休みにまぎれ 生徒・保護者に説明なく

「特別支援」名目で生徒達を品定め

県教委が県内小・中学校の全クラスで調査を指示

埼玉県教委は、この夏休み中に、県内の全市町村立小・中学校の全ての通常の学級で、各学級の出席簿の1番から男女各5名を対象として、学習面での様子(「不注意」「多動性 衝動性」)、行動面での様子(「対人関係やこだわり等」)に関して、「特別な教育的支援の必要な児童生徒に関する調査」を実施している。

調査項目とカウントのしかた

調査は75項目の質問に対し、担任が作業シートに回答を記入し、それを学年主任等と確認しながら、県教委の示す「判断基準」に該当する児童生徒の人数を求め、教頭が集計するという形で行われている。

このうち、学習面の様子は「聞く」「話す」「読む」「書く」「計算する」「推論する」の6領域に分かれ、各領域に5つの設問がある。たとえば、「聞く」の領域では(1)聞き間違いがある(「知った」を「行った」と聞き間違える) (2)聞きもらしがある (3)個別に言われると聞き取れるが、集団場面では難しい (4)指示の理解が難しい (5)話し合いが難しい(たどたどしく話す。とても早口である。)といった設問がある。それぞれの設問について、0:ない 1:まれにある 2:ときどきある 3:よくある の4段階で回答せよとある。この回答の結果が12ポイント以上の場合、「特別な教育的支援を必要とする生徒」としてカウントする。

次に行動面の様子は、18項目の設問があるが、たとえば「学校での勉強で、細かいところまで注意を払わなかったり、不注意な間違いをしたりする」とか「気が散りやすい」、「日々の活動で忘れっぽい」といった「不注意」に関する項目が9ある。また「手足をそわそわ動かしたり、着席していても、もじもじしている」とか「過度にしゃべる」、「順番を待つのが難しい」、「他の人がしていることをさえぎったり、じゃましたりする」といった「多動性 衝動性」に関わる項目が9ある。そして、同様に4段階で回答するが、回答の0と1を0点に、2と3を1点にして計算し、「不注意」、「多動性 衝動性」のどちらかの9項目の設問で、回答の点数が合計6ポイント以上の場合、「特別な教育的支援を必要とする生徒」としてカウントする。

行動面の様子は、27項目あり、たとえば「大人びている。ませている」、「みんなから「博士」「教授」と思われている(例:カレンダー博士)」とか、「言葉を組み合わせ、自分だけにしか分からないような造語を作る」、「独特な声で話すことがある」、「とても得意なことがある一方で、極端に不得手のものがある」、「共感性が乏しい」、「仲の良い友人がいない」、「特定の物に執着がある」、「他の子ども達からいじめられることがある」、「独特な表情をしていることがある」など。これは各設問について、0:いいえ 1:多少 2:はい の3段階で回答し、合計が全体で22ポイント以上の場合、「特別な教育的支援を必要とする生徒」としてカウントされる。

分けるためにしくまれた調査

このような調査の組み立て方を見てわかるのは、調査の前から予め学習面での困難、「不注意」・「多動性 衝動性」、「対人関係 こだわり」に関し、クラスの担任から見て、クラスの平均値と思われるものから大きくはずれるものについては、「特別な教育的支援が必要」であると決めてしまっていることだ。そういうルールにのっとっての「調査」なのだから、結果はやる前から決まっている。

ではなぜ、「特別な教育的支援が必要」な子供が一定割合存在するという意識が教員たちの中に、そして一部の親やさらにごく一部の生徒本人に芽生えてきたのだろうか。それは地域社会の中で親達同士が切り離され、教員たちが地域社会で他の人々と暮らし合えなく

なり、そうした大人たちの生活の反映として、子ども達もできる子はできるなりに、できない子はできないなりに、細かく分けて教育したほうがその子にとっても社会にとってもいい結果をもたらすのだという風潮が学校現場に広がりつつあるということだろう。

しかし、分けることは何をもたらすか。分ける教育の弊害は、「障害のある子は盲聾養護学校へ」という別学分離の教育で、証明されつくしている。分ける教育は卒業後の閉ざされた福祉に直結する。社会の重荷は際限なく増してゆく。共に育つことなしに、共に生きる社会は創れない。

だから、まずはっきりと打ち立てるべきは、「障害のある子も(もちろん「特別な教育的支援が必要」とみなされた子も)自分の地域の通常の学級で他の子ども達と一緒に学ぶことが原則」であること。これを、市町村・県・国レベルで公けに確認することだ。そのことは、特殊学級や盲聾養護学校という場が、障害のある子にとっても個々人の特別な事情により例外的に行くことができる場であることになる。

こうして、「分けない教育」を原則に考えるようになれば、教員・親そして子ども達の意識も変わるだろう。「特別な教育的支援が必要な子が一定割合いる」という思い込み自体が希薄にならざるをえない。

親達の思いと誤解について

ただ、親達の中には、専門家によって自分の子供がLDとかADHDとか高機能自閉症と診断され、「特別な子だったんだ」と認知され、「親のしつけが悪かったわけでもなく、子供がたちが悪いわけでもない」と保証されて救われた気持ちになっている人もいる。これまで本人や親を責めてきた担任の態度があらたまり、「特別」な対応も考えてくれたり、クラスメートたちの理解も進めてくれるようになるためならば、この調査に基づいて「特別な教育的支援」が制度化されることを歓迎する人もいるだろう。親達は、子ども達が「谷間にいる」と考えている。身体障害や知的障害とされれば障害に応じた支援があるのに、自分達の子どもは与えられていないと。気持ちは分かるが、大きな誤解だといわざるを得ない。

実際には、これまでの障害児教育は「障害のある子は通常学級に来るべきではない」という原則に基いており、「共に学びたい」という運動におされて各地の教委が「就学先決定にあたっては本人・保護者の意思を尊重する」と言うようになったいまも判定にさからって通常学級に入った子には「本来ここに来るべきでなかった子」というラベルが付いて回る。その延長として、中学の進路指導、高校受験、高校の受け入れ態勢、さらには就労に際しても、社会から「本来は特別な場(養護学校 福祉施設)で生きるべき人だったのでないか」と扱われてしまうという後遺症をひきずる。LDやADHDとされた子供に対して「特別な教育的支援」がなされるようになって、「分ける教育」の基本構造が変わらない限り、専門家の立てたプログラムを丸ごと受け入れない限りは、「本来は別のプログラムに従うべきだった子」とされ、厄介者扱いされてしまうだろう。

こんな調査して何が人権教育だ

それにしても、この75項目のチェックを自分の担任する子どもたちに対し、業務命令に従ったこととはいえ、実施してしまう教員たちの人権感覚マヒを痛感する。「留意事項」として、「調査の実施に当たっては、質問項目を直接児童生徒に尋ねることなどがないよう児童生徒の人権に十分配慮するとともに、調査結果及び集計結果の取り扱いに際しては、児童生徒の個人情報保護に留意する。」とあるのみ。無断で個人情報を操作しておいて、「個人情報の保護」もないだろう。こっそりやれとしか読めない。だからこそその夏休みなのか。県教委には、「人権教育課」があるが、こんな人権侵害を許していいのか。

昨年夏休みに同様の調査を実施した東京都では、いくつかの学校で調査を拒否し、また都教委、市教委への抗議や個人情報保護条例に基づく情報公開なども行われた。今回の県教委の調査の問題性については、8月30、31日に行われる埼玉障害者市民ネットワークの総合県交渉で、とりあげられる予定だ。みなさん、参加しましょう。

どの子ども地域の公立高校へ！ 8月23日(月)2時～ 2004年度第2回県教委交渉に参加しませんか



写真は昨年11月11日の県教委交渉風景。交渉には教育局各課の主幹クラスが並び、高校教育指導課の主席指導主事が代表となりますが、人事異動が毎年あるため、一からわからせてあげなくてはなりません。

埼玉県教育委員会委員長様
埼玉県教育委員会教育長様

2004年7月
どの子ども地域の公立高校へ・埼玉連絡会
代表 斉藤尚子
みんな一緒に普通学級へ・埼玉連絡会
代表世話人 一ノ瀬、井ノ山
埼玉障害者市民ネットワーク
代表・野島久美子

要望書

6月18日、本年度第一回目の高校問題に関わる交渉が行われましたが、その持ち方といい、回答の内容といい、これまで積み重ねてきた経過を踏まえていないばかりか、15年間にわたる話し合いの中で培ってきた信頼を失わせるようなものでした。

これまでの交渉では、高校教育課だけでなく、義務教育や特別支援教育など関係各課が一回に揃って行われてきましたが、前回の交渉では、主席と連絡調整担当の主事と二人だけという前例のないもので、しかも要望書の項目に沿って文章化された回答ではなく、まとめて簡単に話をして、昨年度末から懸案になっている「研修」について答えればよいといった回答の仕方でした。このような回答の仕方も前例がなく、どのようにしたら高校への受け入れが進んでいくのかを検討していく場であるにもかかわらず、県の機関として責任を持って臨んでいるのかどうか、極めて疑わしい内容でした。

この15年間、どのような障害があってもみんなと一緒に高校で学べるようにするにはどうすればいいか、現在の選抜制という枠の中で、本来あってはならない定員内不合格を出さないために何をしなければならないかを検討し続けてきました。定員内不合格は「その生徒を受けとめきれない、環境を整備できていない学校や教育委員会等に関わる制度的な課題として認識する。」といった確認も交わしています。にもかかわらず、コミュニケーションがとれるかとか、入学の意志があるかといった、障害を本人の責任とし定員内不合格をも認めるような首席の発言は、これまでの経過を踏みにじるものであり、このような発言が責任者の口から出てくるようなことがあってもいいのでしょうか。高校に対して、そのような障害があっても受け入れていくよう、どのようにして理解を広めていくかが教育局としての任務ではないでしょうか。

今一度、これまでの経過の趣旨をきちんと引き継ぎ、現時点の任務が何かを自覚して、誠意のある回答をお願い致します。

1. 「障害のある生徒の埼玉県高等学校入学者選抜学力検査出願の際の留意事項及び選抜の際の取り扱いについて」

の通知で、“身体に障害のある”を“障害のある”に変えた経過があります。身体に限らず、どんな障害があっても、障害が重くても、不利益な取り扱いがあってはならないということでこのように変えました。主席の発言の中で、コミュニケーションがとれない(とれるか、とれないか、はっきり言えないものだと思うが)者や入学したいという意思がない(わかりにくくても、受験をするということはその意思があると思えるが)者は、選抜において別扱い、つまり能力適性がないということで定員内不合格になっても止むを得ないとも受け取れる発言がありましたが、このことは、障害があることによる“不利益な取り扱い”であり、この通知の趣旨に反する“不利益な取り扱い”に値するものではないでしょうか。

1984年の初等中等教育局長通知では、一律に高校教育を受けるに足る能力適性を有することを前提とする考え方を採らないことを明らかにしており、また、現在の高校への進学率は97%といわれ、多様な能力適性、意欲関心等を持つ生徒を受け入れている中で、障害のある子たちについては能力・適性を強調するのは問題です。

2. 朝霞高や吉川高の見学、大宮商業高や浦和一女高の目的が何であったのか、再度お聞かせください。コミュニケーションが不足しているとか、教員が準備するのに苦労しているとかの報告がありましたが、受け入れている高校ではどのように工夫や努力をしているのかを評価し、それに対して県教育局としてどのような支援が必要かといった報告がなされるべきではないでしょうか。また、定員内不合格を出している高校に対しては、その理由は何かを明らかにさせ、それに対して県教育局としてどのような解決策を出すのかといった報告がなされるべきではないでしょうか。

企業の障害者雇用の啓発のために、雇用が進んでいない企業名を公表する等行われていますが、定員内不合格を出している高校名を発表し、理由を明らかにして、その解消のための研修を義務付けるべきではないでしょうか。

3. 定員内不合格はあってはならないものです。しかしながら、斉藤くんは4年間不合格にされ続け、山田さんも2年間不合格になっています。同年齢の人たちが卒業したり、卒業学年になったりしていることを考えれば、もうこれ以上待てません。あってはならない定員内不合格を出している県としての責任をとって、高校が受け入れていくための具体策を出してください。“繰り返し、強く指導する”では、何の解決にもならないことは明白です。一つの方法として、障害児本人や親、支援者と教員が直接話したり、体験的に登校して生徒たちや教員たちと接してみたりするような“研修”を要望しましたが、特定の学校で行うことはできないとか、現在県が行っているような研修内容をくつがえすことはできないといった回答でした。あってはならない定員内不合格が、特定の人に対し、特定の高校で出されているわけですから、その解消のために、特定の高校で研修が行われるのは当然であるし、そうでなければ、なんら解決していきません。また、実際に付き合うことでしか、理解は始まりません。早急に実現に向けて取り組み始めてください。

4. 昨年開かれた特別支援教育振興協議会の会議において、高等学校におけるノーライゼーションの理念に基づく教育の推進に関して、定員内不合格の問題については、議論する時間がないなどの理由で、その場での話し合いはできませんでしたが、「別の機会に話し合いたい」という回答でした。その後、どの場で、どのように検討されているか、その進行状況について知らせてください。

5. 「障害のある…」通知の“…介助を行う職員等を配置することはできない…”の部分について、この文言があることで、障害がある人は介助が必ず必要であるという意識を持たせてしまうことや、逆に介助が必要な人に高校は対応しないと断っていることになるといった理由から、削除することを強く要求しましたが、“…今後、県教育局で研究することとする。”という文言を付け加えただけで削除されませんでした。また、特振協の報告には“高等学校における特別な教育的支援について研究を行う必要がある”と書かれています。その研究結果について知らせてください。

6. 「障害のある…」通知に基づいて、本人・保護者から出された学力検査の際の配慮事項について、その希望を受け入れ、不利益な取り扱いがないよう、志願先高校長を指導してください。

23日の交渉の会場は、右の図のJSビル5階です。連絡会では事前打ち合わせを当日1時20分より県庁第2庁舎1階ロビーのアンテナショップかつば前で集合して行います。こちらもどうぞ。



埼玉障害者市民ネットワーク主催 総合県交渉に集まるぞう！

障害のある人となない人が分け隔てられることなく
共に学び、共に働き、暮らし合う社会をきりひらく
ために、今年も30、31日の両日、県庁第3庁舎に県
内各地から集まって、県のさまざまな部局の担当者
と公開交渉を行います。



写真は昨年の総合県交渉PRのために行われた「ちんどんパレード」。この仮装パレードは今年も行います。25日1時さいたま市役所に集まって浦和駅を経て県庁まで行進します。

総合県交渉の学校教育に関する要望は以下の通りです。

彩の国障害者プランでは、ノーマライゼーションとは分け隔てられることなく共にということですが、教育局としても学校・教育の場面でも、まず養護学校ありきではなく、普通学校で分け隔てられることなく一緒にということが、ノーマライゼーションと考えていますか。

今年度、埼玉県特別支援教育振興協議会の最終報告を受けて熊谷市・坂戸市でモデル事業を行いますが、その内容は交流教育が基本になっており、「ともに学ぶ」ことから大きくかけ離れています。この交流教育の目的は何ですか。また、その対象児はどのように選んだのですか。

特別支援教育振興協議会のなかで「定員内不合格の問題」は、新たな場を設けて協議することが確認されていますが、直ちに協議の場を設けてください。

県教育局は、この夏休みに県内の全小・中学校に対して、「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」を行わせています。調査対象とされた各クラス10人の子供やその保護者に目的と内容を明らかにして了解を得てやっているのですか。また、この調査の目的のひとつとして、「小・中学校の教職員がLD, ADHD, 高機能自閉症等により特別な教育的支援を必要としている児童生徒についての理解を深め」とされていますが、75項目に及ぶチェックをさせることによりクラスの子ども達に対する特別な見方を教員に強いることで、その後の偏見・差別につながるものが危惧されますが、どう対処するのですか。この二つの疑問に明確な回答ができないなら、調査を中止し、結果を破棄してください。

毎年報告していただいている本県全市町村の就学指導に関わる調査結果を、昨年度と今年度の2年分報告してください。

就学指導において養護学校や特殊学級が望ましいとされながら、通常学級に通っている子供は、本来そこにいるべきではない子供と扱われることによって、介助員がいなければ親が付き添いを強要されています。県として、実態をきちんと把握していますか。市町村に対して、強制するなという指導をきちんとしてください。

養護学校の教育は、小学部から高等部まで多くの学校で能力別に分けられ、一般の小・中学校、高等学校とはまったく違う授業が行われています。その結果、卒業後地域の同年代で関わろうとしても共通の話題もなく、養護学校卒業生は疎外感を感じる事がたくさんあります。このことは「障害の克服・軽減」といいながら、新たな「障害」を作るに等しいのではないのでしょうか。このことをどのように思われますか。

県内の養護学校にはいまだに寄宿舍のある学校が数校あります。幼いうちから家族から離され画一的な規則で集団での生活を余儀なくされています。できるだけ家から近い学校で家族とともに生活することこそ基本的なことだと思いますが、今後寄宿舍の在り方について、廃止も含めてどのように考えているのでしょうか。

養護学校在学中の放課後の余暇活動として、学校独自に部活動などを行っているところもあるようですが、家族が送迎できない場合参加できないケースもあるようです。養護学校通学者の経験の不足を補うには、放課後の余暇活動は大切なことだと思います。学校として余暇活動を紹介したり、部活動を保障したりするために、地元教育委員会生涯学習関係や福祉にかかわる支援費の利用など積極的に進めてください。

文部科学省との話し合い

ぜひ参加してください

8月19日(木) 午後2時～ / 参議院議員会館第1会議室
午後1時玄関ロビー集合、打ち合わせします

- <内容>
- ・障害者基本法についての確認(分け隔てられることのない、共に学び育つ教育)
 - ・実態把握(資料公表)
 - ・中教審特別支援教育特別委員会について

岡崎トミ子議員の文科省に対する資料請求で、請求資料のごく一部だけが今回公表されました。初めて明らかにされたのは、認定就学者数ですが、例えば埼玉県では施行令22条の3対象で「本来盲・聾・養護学校へ就学させるべき」と言われながら小中学校に在籍している児童・生徒は1111人いますが、認定就学者は0名となっています。この1111人は文科省的には、どこにも当てはまらない、本来いるべきではない子ということになってしまいます。

また交流教育については、ノーマライゼーションの目玉とされながらも、特殊学級から通常学級への交流実態は把握しておらず、初めて明らかにされた盲・聾・養護学校の居住地校交流は、その資料に基づくと、実施しているのはたった3.74%の子どもしかいないことがわかりました。また公立学校施設のバリアフリー化状況は、小中学校では62.3%がバリアフリー設備設置校とされていますが、ちよこつとスロープをつけたり、洋式トイレを設置しただけでもカウントされてしまうのですから話になりません。

就学指導実態については、施行令を改訂し、就学指導委員会等についても細かく通知を出しているのに、その実態は全く把握もされていません。特殊教育を振り返り、特別支援教育を確立するというのであれば、少なくともこのくらいのデータは公開して、委員会にも提示した上で論議すべきだと考えます。

教育の欠格条項をなくす会準備会

事務局 ふくしネットにいざ内 (/ f a x 0 4 8 - 4 7 9 - 3 7 9 9)

誰でも参加できるイベント情報 8・9月

- 8月**
- 18日(水) 春日部市障害者計画実施を考える勉強会
午前10時 共に生きる街づくり情報センター・かがし座
障害者の職場参加を語る会
午後1じ半 東越谷・職場参加活動センター
 - 19日(木) 文部科学省との話し合い
午後1じ 参議院議員会館ロビー集合
 - 20日(金)～22日(日) わらじの会夏の交流合宿
午前10じ 新越谷駅エレベーター前集合
 - 23日(月) 高校問題今年度第2回県教育局交渉
午後2時 JS-1ビル5階
 - 25日(日) 地域で共に・ちんどんパレード
午後1時 さいたま市役所前集合
 - 30日(月)～31日(火)
埼玉障害者市民ネットワーク・総合県交渉
午前10時 県庁第3庁舎講堂集会
- 9月**
- 2日(木) 社団・財政かつぼ支援小委員会
午後1時半 はあとねっと輪っふる
社団・事務局体制小委員会
午後6時 はあとねっと輪っふる
 - 6日(月) 教育の欠格条項をなくす会準備会
午後6時 ウィズユーさいたま
 - 10日(金) 社団・ネットワーク合同事務局会議
午後1時半 浦和コミュニティセンター
 - 12日(日) 社団法人・埼玉障害者自立生活協会・事業・組織見直し特別委員会
午後1時半 与野本町コミュニティセンター
 - 13日(月) どの子ども地域の公立高校へ連絡会事務局会議
午後8時 南浦和・ぺんぎん広場

またやりますよつね。野外おしゃべり会

